

口座振替について

初めて水道料金等を口座登録する方や、新しい口座の登録を希望する方は、登録金融機関へ別途「口座振替依頼書」の提出が必要になります。

口座登録の流れ

①「口座振替依頼書」の記入

記入例は次ページに記載しているため、ご確認ください。

依頼書は宇城市役所本庁・支所または、宇城市内の口座振替可能な金融機関または郵便局の窓口を設置しています。

口座振替可能金融機関一覧

- | | |
|--------------|-------------------|
| ●熊本県宇城農業協同組合 | ●八代地域農業協同組合 |
| ●肥後銀行 | ●郵便局(ゆうちょ銀行) |
| ●九州労働金庫 | ●熊本県信用金庫 |
| ●熊本第一信用金庫 | ●熊本銀行(旧熊本ファミリー銀行) |

②「口座振替依頼書」の提出

口座登録予定の金融機関・郵便局にご提出ください。

③口座の登録

「口座振替依頼書」を提出してから、振替開始までに最大2ヶ月ほど時間がかかります。
開始までの間は納付書が届くので、料金のお支払いは納付書をお願いします。

④振替開始

通常振替日は毎月26日、再振替日は10日になります。

様式第1号(第5条関係)

宇城市口座振替依頼書(自動払込利用申込書)

新規

変更

廃止

※該当する項目に○印をつけ、太枠の中を記入してください。(ゆうちょ銀行は「変更」を除く)

金融機関名	銀行 金庫 組合 ゆうちょ銀行		支店 支所 御中		申込日	令和〇年 〇〇月 〇〇日		
					開始月	令和〇年 〇〇月 〇〇日		

住所	〒 869-0592 宇城市松橋町大野 8 5 番地 〇〇ハイツ 1 0 1										通帳届出印	
	フリガナ		ウキ タロウ		電話番号						宇城	
	氏名		宇城 太郎		(0964) 32 - 1111							

預貯金者指定口座	銀行等	預金種別		金融機関番号		店番号		口座番号(右詰で記入)									
		1 普通	3 その他														
		2 当座	()														
	ゆうちょ銀行		種目コード	通帳記号		通 帳 番 号(右詰で記入)											
			166														
			176														
水道料金及び下水道料金		払込先加入者名	宇城市水道事業企業出納員		払込先口座番号		01730—8—961095										
農業集落排水使用料及び下水道受益者負担金		払込先加入者名	宇城市下水道事業企業出納員		払込先口座番号		01750—2—961501										
その他料金及び税		払込先加入者名	宇城市会計管理者		払込先口座番号		01710—7—961077										

宇城市に納付すべき市税等を預貯金口座から口座振替の方法で納付したいので、下記の事項を確約のうえ依頼します。

納入(税)義務者 (※欄には何も記入しないで下さい)	口座振替項目(振替をしたい項目に○印を付けてください) ※税金のうち、1年前分納するときは、「前」の字を○で囲み、各期ごとに納付するときは、「各」の字を○で囲んでください。															ゆうちょ銀行は除く								
契約種別コード	35	35	35	35	35	25	22	22	30	30	30	28	30			28								
宇城 太郎 松橋町大野 8 5 番地 〇〇ハイツ 1 0 1 号	市県民税(普通徴収)	市県民税(特別徴収)	固定資産税	税	国民健康保険	軽自動車税	料	市営住宅使用	水道料金	下水道使用料	使用料	農業集落排水	負担金	下水道受益者	保育料	介護保険料	償還金	奨学金英資金	負担金	母子生活支援	償還金	住宅新築資金	医療保険料	後期高齢者
生年月日 平成〇〇 年 〇 月 〇 日 生	前	各	前	各	前	各				○	○													
生年月日 年 月 日 生	前	各	前	各	前	各																		
生年月日 年 月 日 生	前	各	前	各	前	各																		

注 納入(税)義務者欄への記入で、固定資産税の共有名義分をお持ちの方で同一口座より振替えたい場合は、本人分とは別に記入してください。また、固定資産税で納税管理(代理)人及び相続人代表者を設定されている分については、納税義務者(課税対象者)を欄に記載してください。

振替要件 ※市県民税(特別徴収)以外	1. 原則として、依頼月の翌月以降について口座振替をいたします。 2. 振替日は、各引き落とし月の26日(休日の場合は翌営業日)です。ただし、12月は25日になります。(なお、毎月の振替日に残高不足等で引落ができなかった場合には、翌月の10日(休日の場合は翌営業日)に再振替を行います) 3. この口座振替により納付できる納入(税)義務者は、預貯金者又は同一世帯の者及びそれに準ずる者に限ります。 4. 振替開始月は、原則として開始月以降(申出がなかった場合は申込月の翌月以降)からとなりますが、受付日などの都合により変更される場合もありますので、後日振替登録済通知書により振替開始月を通知します。
振替要件 ※市県民税(特別徴収)	1. 市県民税(特別徴収)の振替日は、各引き落とし月の10日(休日の場合は翌営業日)です。市県民税(特別徴収)については、残高不足等による再振替を行いません。ご注意ください。 2. 口座振替を依頼された事業所につきましては、最新の口座振替データ作成のために退職等の異動届出書の提出は月末までをお願いします。(※口座振替の依頼をしない場合の提出期限は翌月10日) 3. 従業員の異動等により発生した還付金は、個人へは還付せず、登録された事業所口座へ振込みますので、ご了承ください。

口座振替約定 (※ゆうちょ銀行を除く。ゆうちょ銀行の場合は自動払込み規定が適用されます。)

1. 宇城市から貴店に納付書が送付されたときは、私に通知することなく、所定の振替日に納付書記載の金額を払い込んで下さい。この場合預金規定又は当座勘定規定に関わらず、預金通帳、同払戻請求書の提出又は小切手の払出はしません。
2. 預金残高は、振替日までは所要額に充残額いたします。
3. 上記記載にかかる金額の引き落としについては、口座名義人は異議を申し立てません。
4. この契約を解除するときは、私から貴店(局)並びに市へ届けます。なお、この届出がないまま長期間にわたり(5年間)市から請求がない等相当の事由があるときは、特に申し出をしない限り、貴店はこの契約が終了したものとして取扱ってさしつかえありません。
5. この口座振替については、かりに紛議が生じても貴店の責によるものを除き迷惑をかけません。
6. 過誤納金等により還付が生じた場合には、上記口座へ振り込んで下さい。
7. 1年分の前納を希望した税目については、変更や廃止の届けをするまでは、継続して前納を行います。

(金融機関関係)

取扱店日付印

照合 受付